

●香川県広域水道企業団告示第2号

平成30年度の香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の予算について、次のとおり平成30年2月6日香川県広域水道企業団議会の議決を経た。

平成30年2月6日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

## 平成30年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 平成30年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		418,900戸
(2) 年間総給水量		126,041,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量		345,318m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	広域水道施設整備事業	889,116千円
	経年施設更新整備事業	9,692,063千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		24,215,353千円
第1項 営業収益		22,053,618千円
第2項 営業外収益		2,161,628千円
第3項 特別利益		107千円
	支	出
第1款 水道事業費用		21,992,168千円
第1項 営業費用		20,755,997千円

第2項 営業外費用	1,065,261千円
第3項 特別損失	86,110千円
第4項 予備費	84,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,292,898千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		9,879,223千円
第1項 企業債		7,162,231千円
第2項 出資金		649,664千円
第3項 補助金		1,431,207千円
第4項 負担金		634,020千円
第5項 加入金		1,980千円
第6項 固定資産売却代金		121千円
	支	出
第1款 水道事業資本的支出		22,172,121千円
第1項 建設改良費		18,546,034千円
第2項 企業債償還金		3,520,185千円
第3項 他団体借入金償還金		4,668千円
第4項 基金造成費		10千円
第5項 補助金返還金		53,224千円
第6項 予備費		48,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金システム設計・開発 及び保守・運用業務委託	平成 31 年度 ～ 平成 34 年度	千円 1,084,000
建設工事管理システム 保守・運用業務委託	平成 31 年度 ～ 平成 33 年度	14,309
ホームページ保守・運用業務委託	平成 31 年度 ～ 平成 34 年度	4,956
府中事務所管路維持修繕工事	平成 31 年度	200
府中事務所管路維持修繕工事	平成 31 年度	32,057
府中事務所電気 機械設備維持修繕工事	平成 31 年度	18,497
綾川浄水場受配電設備更新工事	平成 31 年度	321,800
西部浄水場運転管理業務委託	平成 31 年度	90,000
中部浄水場運転管理業務委託	平成 31 年度	76,500
東部浄水場運転管理業務委託	平成 31 年度	90,834

事 項	期 間	限 度 額
高 松 事 務 所 配 水 コ ン ト ロ ー ル 設 備 改 修 工 事	平 成 31 年 度 ～ 平 成 32 年 度	千円 1,818,800
高 松 事 務 所 検 針 及 び 高 滞 納 整 理 等 業 務 委 託	平 成 31 年 度	239,900
丸 亀 事 務 所 水 道 料 金 託 徴 収 等 業 務 委 託	平 成 31 年 度 ～ 平 成 33 年 度	257,191
丸 亀 事 務 所 浄 水 場 託 運 転 等 管 理 業 務 委 託	平 成 31 年 度	114,048
観 音 寺 事 務 所 水 道 料 金 等 徴 収 業 務 包 括 委 託	平 成 31 年 度	91,349
三 豊 事 務 所 料 金 セ ン タ ー 業 務 委 託	平 成 31 年 度	107,040

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 事 業	千円 7,162,231	普通貸借又は証券発行  財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	%  償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,573,068千円

(2) 交際費 850千円

(他団体からの補助金)

第10条 建設改良事業等に充てるため、他団体からこの会計へ補助を受ける金額は、281,670千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、884,997千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
ソフトウェア	香川県広域水道企業団水道料金システム	1式
同上	香川県広域水道企業団人事給与システム	1式

## 平成30年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 平成30年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		38事業所
(2) 年間総給水量		21,329,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量		58,436m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	更新・耐震化対策事業	985,359千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		817,296千円
第1項 営業収益		783,206千円
第2項 営業外収益		34,090千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		748,255千円
第1項 営業費用		725,910千円
第2項 営業外費用		17,345千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額413,215千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入		855,000千円
第1項 企業債		855,000千円
	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		1,268,215千円
第1項 建設改良費		1,016,769千円
第2項 企業債償還金		51,645千円
第3項 他団体借入金償還金		190,623千円
第4項 補助金返還金		8,178千円
第5項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管 路 維 持 修 繕 工 事	平 成 31 年 度	8,612 千円
電 気 機 械 設 備 維 持 修 繕 工 事	平 成 31 年 度	1,753
受 配 電 設 備 更 新 工 事	平 成 31 年 度	39,200

事 項	期 間	限 度 額
府中ダム ダム諸量設備 及び水防無線更新工事	平成31年度	225,000
中部浄水場運転管理業務委託	平成31年度	13,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
更新・耐震化対策事業	千円 855,000	普通貸借又は証券発行  財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	%  償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 128,022千円

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度における利益剰余金は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 31,811千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。